

＜備考＞確定拠出年金法案に対する附帯決議

平成13年6月8日
衆議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 確定拠出年金は、自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることから、この制度に対する国民の理解が深まるよう制度内容の周知徹底を行うなど、制度の円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。
- 二 確定拠出年金は、公的年金の上乗せの年金制度の新たな選択肢として、労使合意に基づき導入される制度であり、企業型年金規約の承認に当たっては、労使合意がなされていることの確認を的確に行うこと。
- 三 確定給付型の企業年金等から確定拠出年金への移行に当たっては、労使合意がなされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。
- 四 加入者が資産運用について適切な知識を持つことができるよう、事業主等から加入者に対し、個別の運用商品を含めた資産運用に関する必要な情報提供が行われるようにすること。
- 五 受託者責任については、事業主や運営管理機関など確定拠出年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するように努めること。
- 六 事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上保管・使用する個人情報について、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。
- 七 加入者の利益が図られるよう、運営管理機関（記録関連運営管理機関、運用関連運営管理機関）の幅広い参入とその競争を基本に、管理手数料がサービスに応じて適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者に適切に提供されるようにすること。
- 八 確定拠出年金の拠出限度額など拠出のあり方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。
- 九 国民年金の第三号被保険者については、公的年金制度における第三号被保険者に係る取扱いに関する検討結果を踏まえ、確定拠出年金への加入のあり方について検討すること。
- 十 年金課税のあり方について、確定給付型の企業年金などとのバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。
- 十一 金融・証券市場に対する国民の信頼と安心を確立するため、市場の透明性を高める等の改革を進めるよう努めること。

確定拠出年金法案に対する附帯決議

平成13年6月21日
参議院厚生労働委員会

政府は、確定拠出年金が自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、確定拠出年金の実施に当たっては、本制度に対する国民の理解が深まるよう十分な周知を行うなど、円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。
- 二、企業型年金規約の承認に当たっては、法律や政令で定める基準に合致していること及び労使合意が適正になされていることの確認を的確に行うこと。
- 三、確定給付型の企業年金等から確定拠出年金への移行に当たっては、労使合意が適正になされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。
- 四、事業主等が加入者等に対して行う資産運用に関する情報提供については、提供されるべき情報及び提供に際しての禁止行為に係る基準を示し、加入者等が適切な理解のもとに資産運用を行うことができるようにすること。
- 五、受託者責任については、その理念・内容が事業主、運営管理機関など関係者に十分に周知され定着するよう努めること。特に、金融機関が運営管理機関を兼ねる場合は、加入者等のために忠実な業務の遂行が確保されるよう適切な指導を行うこと。
- 六、事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上取り扱う個人情報については、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。
- 七、管理手数料については、加入者等の利益が図られるよう、運営管理機関の幅広い参入とその競争を基本に、サービスに応じた適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者等に適切に提供されるようにすること。
- 八、確定拠出年金の拠出限度額など拠出の在り方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。
- 九、国民年金第三号被保険者の取扱いについては、公的年金制度における取扱いとのバランスや本制度の導入の目的及び公平性の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 十、年金に対する課税の在り方については、各制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。
- 十一、国民が年金資産を運用するに当たっては、金融・証券市場の信頼と安心が確立されていることが必要であることにかんがみ、市場の公正性・透明性を高めるための改革を進めること。

<備考>諸外国の年金改革の動向（DC関係）

	アメリカ	ドイツ	スウェーデン	イギリス	(参考) 日本
年金改革	〔1990年代〕 クリントン政権期に <u>確定拠出型年金(401k)</u> が普及 〔2001〕 ブッシュ政権の包括減税法(2001年6月)により401kの拠出限度額を引上げ	〔2000年改革〕 <u>公的年金額を減額</u> (45年加入の標準年金の手取り賃金代替率70%→67%、2011年から2030年までに段階的に引下げ)し、その代わりに <u>確定拠出型の補足的老後保障制度導入</u>	〔1999年改革〕 従来の2階建て体系を一本化(税方式の基礎年金廃止)し、 <u>保険料を将来にわたり18.5%に固定</u> 。その一部2.5%は、 <u>積立方式の個人口座(確定拠出類似)</u> 。	〔1999〕 中所得者が加入しやすい <u>ステークホルダー年金(個人拠出・確定拠出)導入(公的年金は適用除外可能)</u> 〔2000〕 公的年金(2階部分)を低所得者に有利な国家第二年金(S2P)に	〔1999〕 負担が年収の概ね20%となるよう、 <u>将来の給付の伸びを抑制</u> 〔2001〕 <u>確定拠出年金制度の導入</u>
制度の性格	401kプランは企業の従業員を対象とした任意の制度。従業員が報酬として受け取る代わりに401kに拠出する場合に事業主のマッチング拠出あり。 ※企業年金でカバーされない者の受け皿としてIRA(個人退職勘定)がある。	補足的な老後保障制度は、 <u>任意加入の確定拠出型年金(企業年金又は個人年金)</u> 。 対象者は、 <u>公的年金保険の強制被保険者(公務員等は対象外)</u>	積立方式の部分には、 <u>公的年金の一部であり、強制加入</u> 。	ステークホルダー年金は、 <u>全国民が対象で、個人の任意により加入可能</u> 。 (注:加入そのものは任意だが公的年金の代替)	確定拠出年金の企業型—企業の従業員を対象とした任意の制度(拠出は事業主のみ) 個人型の加入は任意。対象者は自営業者、企業年金のない被用者(拠出は個人)
拠出限度額(月額)	・従業員 2001年 10,500\$ ↓ 2006年 15,000\$ (以降500\$ずつ毎年引上げ) ・従業員と事業主拠出の全体の限度額 2001年 報酬25%又は35,000\$の低い方 ↓ 2002年 報酬100%又は40,000\$の低い方(以降1,000\$ずつ毎年引上げ)	段階的に導入し、2008年以降は、 <u>所得(税引き前収入)の4%、限度額2,100ユーロ(=約24万円)まで</u> 。	<u>所得(7.5BA(基礎額)が上限)の2.5%</u> ※2002年のBAは37,900ユーロ(約49万円)	所得と無関係に年々£3,600(22%の税控除分含む) <u>(67.3万円)まで拠出可能</u> 。それ以上は年齢と所得に応じて。	企業型) 18,000円 又は36,000円 個人型) 68,000円 (国基と併せ) 又は15,000円

企業年金制度の比較（諸外国の状況）

国名	アメリカ	イギリス	スウェーデン		ドイツ	フランス	
			I T P	S T P		A G I R C	A R R C O
設 立	企業の任意 〔エリサ法に税制適格の企業年金が満たすべき最低条件を規定〕	企業の任意 〔社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定〕	全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。		企業の任意 〔老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定〕	全国的労使協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。	
加 入 資 格	21歳から1年間以上の勤務を法定	条件なしが多くなりつつある。	28歳		(通常5年から10年の勤務期間)	幹部職員 (強制加入)	一般被用者及び幹部職員 (強制加入)
支給開始年齢	65歳〔繰上げ、繰下げ(法定)あり〕	大部分が65歳(女子60歳)	65歳		65歳(女子60歳)	60歳	
給 付 水 準	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが、公的年金とあわせ、従前賃金の60~70%を保障。	一般的には 〔最終給与または再評価後全期間平均給与〕×乗率 ×加入年数 〔40年加入で最終給与の50%以上〕	最終給与のうち基礎額(37,200 ^円)の7.5倍×10% 7.5~20倍×65% 20~30倍×32.5% の和 〔30年加入に満たない場合は減額〕	55~59歳のうち最高3年間の給与平均の10%	一般的なものとしては、最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65%~75%となる。	個人の年金ポイント×ポイント単価 〔30年加入で最終給与の約30%〕	〔30年加入で最終給与の約20%〕
公的年金制度との調整	次の3つの方法がある。 ①控除方式 全体の給付水準から公的年金給付を差し引いた残りを支給。 ②超過方式 公的年金の上限を超える部分について企業年金を給付する。 ③階段率方式 公的年金の上限以下の一定額を超える部分について企業年金を給付する。	次の条件を満たせば、公的年金の付加年金部分から適用除外される。 ●同じ期間国の制度に加入した場合の付加年金の給付を下回らないこと	公的年金に上乗せされる。 〔公的年金と合わせて最終給与の65%程度になる。〕		公的年金に上乗せされる。 〔公的年金と合わせて最終給与の65~75%になる。〕	公的年金に上乗せされる。 〔公的年金と合わせて最終給与の60~70%になる。〕	

(資料) 厚生年金基金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成14年9月)

V 国民年金基金制度

1 国民年金基金制度の概要

1. 目的・沿革

- 自営業者等が、基礎年金に加え、自らの選択により加入することにより、老後の所得保障の充実を図ることができるよう、平成3年に発足した年金制度。
- 老齢基礎年金の上乗せの年金給付を行うことを目的とし、個人単位で加入する。

2. 設立要件

(1) 設立形態

- ① 地域型 同じ都道府県に住所を有する者で組織し、各都道府県に1基金設立
- ② 職能型 同種の事業又は業務に従事する者で組織し、全国を通じて1基金設立

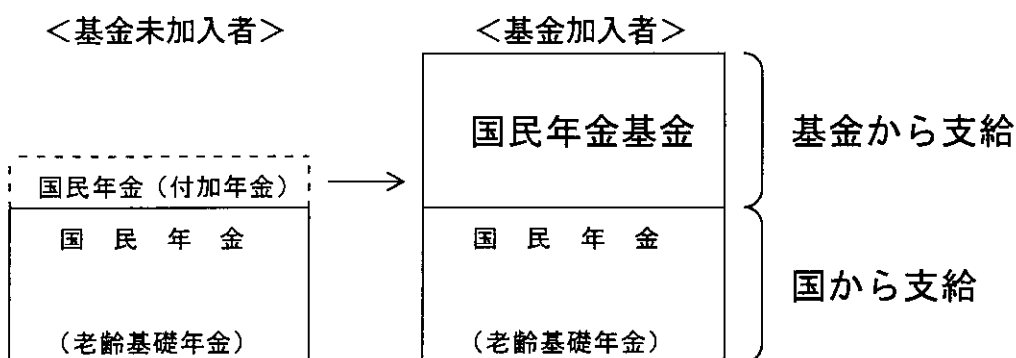
(2) 人数要件

- ① 地域型 加入員1,000人以上
- ② 職能型 加入員3,000人以上

3. 給付と掛金

(1) 給付

- 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）。
- 加入は口数制とし、加入員が年金の型や口数を選択。1口目は年金月額3万円、2口目以降は1口につき年金月額1万円が原則。
- なお、国民年金基金からの中途脱退及び解散した国民年金基金の加入員の年金給付の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会が設立されている。



(2) 掛金

- 掛金は選択した年金の型、加入口数、加入時の年齢及び男女の区分により相違。
- 40歳で年金月額3万円の15年保証付終身年金に1口加入した場合、掛金は、男子月額16,125円、女子月額17,385円（平成14年4月1日以降の加入）。掛金の上限は、月額68,000円。

2 国民年金基金制度の現状

(1) 設立別基金数、加入員数

平成・年度	8	9	10	11	12	13
地域型基金(47)	596,719人	592,425人	600,745人	640,484人	638,220人	659,540人
職能型基金(25)	128,971人	125,684人	124,645人	128,035人	125,874人	127,185人
合計(72)	725,690人	718,109人	725,390人	768,519人	764,094人	786,725人

() 書は基金数

(2) 受給者数

平成・年度	8	9	10	11	12	13
受給者数	4,330人	10,991人	20,122人	31,246人	45,397人	61,515人

(3) 加入員規模別基金数

加入員規模	基金数					
	合計		地域型		職能型	
総数	72	(100%)	47	(100%)	25	(100%)
人以上～人未満						
～3,000	7	(10%)	0	(0%)	7	(28%)
3,000～5,000	18	(25%)	9	(19%)	9	(36%)
5,000～10,000	27	(38%)	20	(43%)	7	(28%)
10,000～15,000	9	(13%)	8	(17%)	1	(4%)
15,000～20,000	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
20,000～	11	(15%)	10	(21%)	1	(4%)

(注) () 内は、構成割合です。

(平成13(2001)年度末現在)

(4) 年代別加入割合

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	平均年齢
地域型基金	6.4%	21.1%	29.2%	43.3%	45.6歳
職能型基金	2.9%	17.2%	35.9%	44.0%	46.7歳
合計	5.9%	20.5%	30.3%	43.4%	45.8歳

(平成13(2001)年度末現在)

(5) 性別加入割合

区分	男	女
地域型基金	51.3%	48.7%
職能型基金	60.3%	39.7%
合計	52.7%	47.3%

(平成13(2001)年度末現在)

(6) 平均掛金額、平均加入口数

区分	平均掛金額(円)		
	1口目	2口目以降	合計
地域型基金	10,654	8,299	18,953
職能型基金	10,356	13,387	23,743
合計	10,606	9,122	19,728

(7) 年金および遺族一時金の裁定状況および年金額 (速報)

区分	受給権者数	年金額	1人当たり平均額
年金	1口目	56,666人	3,491,867千円
	2口目以降	32,179人	5,324,754千円
遺族一時金	2,213人	2,920,266千円	1,319,596円

(平成13(2001)年度末現在)

(注) 1口目受給権者数には、国民年金付加年金相当部分の繰上げ受給者3,055人が含まれている。

(8) 資産構成割合

(単位：%)

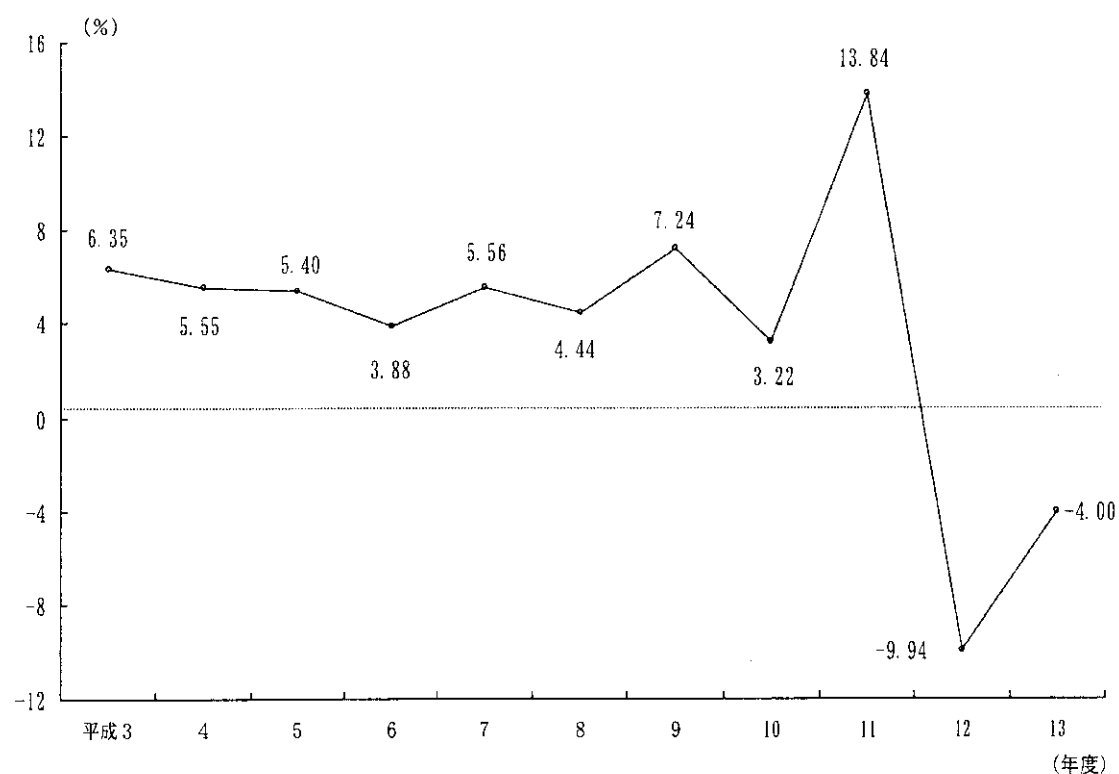
平成・年度	8	9	10	11	12	13
国内債券	35.4	30.8	27.2	27.2	30.2	31.6
転換社債	8.1	4.9	0.4	0.2	0.0	0.0
国内株式	26.6	25.4	33.5	38.7	33.2	31.2
外国債券	9.1	10.5	12.5	8.7	11.0	10.5
外国株式	11.7	17.8	22.7	21.3	23.7	25.8
短期資金	9.0	10.6	3.7	3.9	1.8	0.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 給付確保事業(1口目)の資産構成割合である。

2. 平成8年度は簿価ベース、平成9年度以降は時価ベースの資産構成割合である。

(9) 運用利回りの推移

(単位：%)



(注) 平成8年度以前は簿価ベース、平成9年度以降は時価ベースの運用利回りを示している。

VI その他

1 個人年金について

個人年金とは、個人が自助努力により老後生活に対する備えとして任意に加入する年金。商品の形態として、保険型と貯蓄型に大別できる。

	性格	主な提供主体・商品形態
保険型	加入者全体を一つの保険集団として、保険料等を一括プールし、全体の生存率等を考慮して年金額を設定する方式	生命保険会社（生命保険） 郵便局（簡易保険） 全国共済農業共同組合連合会（J A共済・生命共済） 全国労働者共済生活共同組合連合会（全労済） 生活協同組合（年金共済）
貯蓄型	加入者個人が預け入れた元本と利息の合計額を財源として、自分の希望する年齢・期間にわたって年金として受け取る方式	信託銀行（個人年金信託） 普通銀行等（年金型定期預金） 証券会社（年金プラン）

主な個人年金の加入状況（平成13年度）

	契約件数（千件）	保険金額等（億円）
個人年金保険（生命保険）	13,029	695,930
年金保険（簡易保険）	7,326	24,532
年金共済（J A共済）	2,418	14,346
個人年金共済（全労済）	198	9,564
合計	約2,300万件	約74兆円

2 企業年金各制度の税制について

		厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金 (企業型)	適格退職年金
拠出時		<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <加入員拠出> 全額社会保険料控除	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <加入者拠出> 生命保険料控除	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入(拠出限度額あり) <加入者拠出> (なし)	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <本人拠出> 生命保険料控除
運用時 (平成16年度まで特別法人税は凍結中)		一定限度(代行部分の1.7倍)まで非課税	積立金(加入者拠出を除く)に対し1.173%の特別法人税課税	積立金に対し1.173%の特別法人税課税	積立金(本人拠出を除く)に対し1.173%の特別法人税課税
給付時 (老齢給付の場合)	年金	雑所得として課税(公的年金等控除を適用)	加入者拠出分を除き雑所得として課税(公的年金等控除を適用)	雑所得として課税(公的年金等控除を適用)	本人拠出分を除き雑所得として課税(公的年金等控除を適用)
	一時金	退職所得として課税(退職所得控除を適用)	加入者拠出相当分を除き退職所得として課税(退職所得控除を適用)	退職所得として課税(退職所得控除あり)	本人拠出相当分を除き退職所得として課税(退職所得控除を適用)